

美化推進重点区域等巡回啓発業務委託仕様書

1 目的

美化推進重点区域・路上喫煙制限区域内を巡回し、区域の趣旨を広く市民等に周知するとともに、違反者の行為改善を促す。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

3 巡回場所及び業務内容

1日につき2名1組体制のチームを2組編成し、岡山市内の別紙1中の赤字で囲んだ「美化推進重点区域」及び青で色分けしている「路上喫煙制限区域」内を「岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例巡回啓発の手引き」（別紙3）に基づき巡回（別紙1、別紙2の灰皿①～④を含めた巡回とする）し、美化及び路上喫煙について周知を行うこと。特に、緑線で囲んだ別紙1中の「重点啓発区域」については、駅中央階段前を經由しながら東口指定喫煙場所間を往復するなど臨機応変に対応し、路上喫煙禁止区域を周知すること。委託者から業務について確認依頼があった場合は、迅速に状況を報告すること。

4 巡回日

巡回期日は、別紙5のとおりとする。ただし、やむをえない場合には、あらかじめ岡山市に申し出た上で、期日を変更することができる。

5 巡回時間

巡回啓発する時間帯は、水曜日の午前7時から午前11時まで、金曜日・土曜日・日曜日の午後4時から午後8時までとする。なお、状況次第で曜日・時間帯を変更することができる。

6 被服

巡回の際には、警備会社の制服を着用し、その上に、岡山市の貸与するパトロールベスト、キャップと腕章を着用することとする。

7 提出物

毎月業務完了後、速やかに作業報告書（別紙4-1、4-2）、完了通知書を環境事業課に提出する。作業報告書についてはエクセルデータで提出することとする。

8 委託料の支払い

委託料額を12で除して得た額（1円未満の端数については切り捨てる。）を1ヶ月分の額とし、毎月請求書を受理した日から30日以内に支払う。なお、端数を切り捨てた

際に生じる差額については、4月分に加算して支払う。

9 その他

- (1) 本業務に伴う費用は、(仕様書に明記のないものであっても、) 原則として受託者の負担とする。
- (2) この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ決定する。

10 担当

岡山市環境局環境部環境事業課資源循環推進室 佐藤 086-803-1321